○経済産業省告示第百三十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第二号の二、第二号の四、第二号の六関係）	別表第一（第二号の二、第二号の四、第二号の六関係）
一～五十二　（略）	一～五十二　（略）
五十三　プログラムであって、次のいずれかに該当するもの	五十三　プログラムであって、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　関税定率法別表第八四・五六項、八四・五七項、第八四・五八項、第八四・五九項、第八四・六〇項、第八四・六一項、第八四・六二項、第八四・六三項、第八四・六四項又は第八四・六五項に該当する貨物の数値制御に用いられるもの（第二十九号又は第四十五号に掲げるものを除く。）	（新設）

附　則

この告示は、令和八年十月十六日から施行する。ただし、この告示による改正後の平成二十二年経済産業省告示第九十三号別表第一の第五十三号ハの規定については、この告示の施行の

日以後に開始される役務取引について適用する。